

千葉県自然公園指導員巡視要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県自然公園指導員（以下「指導員」という。）が行う巡視について必要な事項を定めるものとする。

(巡視区域)

第2条 指導員の巡視区域は、地域振興事務所長（ただし、千葉市長、市原市長及び関係する団体の長から推薦を得た指導員については千葉県環境生活部自然保護課長（以下「自然保護課長」という。）が別に定める。

(巡視の内容)

第3条 指導員は、巡視区域において、次の各号に掲げる任務を行うものとする。

- 一 標識及び施設等の状況を点検し、その管理に努めるとともに、それらの損傷等の事故を発見したときは、速やかに市町村長及び地域振興事務所長（ただし、巡視区域が千葉市、市原市内の指導員については自然保護課長）に報告すること。
ただし、簡単に復旧できるものについては、努めて自ら又は地域住民の協力を得て、速やかに復旧すること。
- 二 別表に掲げる行為は、禁止、制限、許可等を要するので、これらの有無を確かめ、無許可等の違反の事実を発見したときは、速やかに市町村長及び地域振興事務所長（ただし、巡視区域が千葉市、市原市内の指導員については自然保護課長）に報告すること。
- 三 タバコ、たき火等火気の取扱者に対し、火災予防上適切な措置をとるよう指導するとともに、強風又は、異常乾燥に関する気象予報が発表されたときは、特に注意するよう指導すること。
- 四 火災、風水害等による被害を発見したときは、速やかに報告すること。
- 五 自然環境の保全等に関する行事には積極的に参加するように努めること。
- 六 利用者の事故防止（安全なコースの取り方や危険な箇所の情報提供等）について適切な指導を行うとともに、ゴミ等の処理について指導すること。
- 七 野生動植物の保護、郷土記念物の保全等に配慮し、自然環境の状況の把握に努めること。
- 八 その他、自然環境の保全に関すること。

(任務の心得)

第4条 指導員は、任務に従事するときは、知事から交付された「千葉県自然公園指導員腕章」を着用し、「千葉県自然公園指導員証（別記1号様式）」及び「千葉県自然公園指導員手帳」を携行しなければならない。

- 2 指導員は、活動に際して、自然公園等利用者の人格を尊重し、差別的な取扱いや不快な念を抱かせることのないよう懇切丁寧な態度で接しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和２年４月１日から施行する。
(自然保護指導員巡視要領の廃止)
- 2 自然保護指導員巡視要領（昭和６３年３月９日）は、廃止する。

附則

この要領は、令和８年２月１日から適用する。

自然公園等において許可又は届出を要する行為

許 可 を 要 す る 行 為	
自然環境 保全地域 特別地区	1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 6 木竹を伐採すること。 7 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は排水を排水設備を設けて排出すること。 8 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
国定公園 特別地域	1 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 木竹を伐採すること。 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 5 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は排水を排水設備を設けて排出すること。 6 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告物その他これに類する物を工作物等に表示すること。 7 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。 8 水面を埋め立て、又は干拓すること。 9 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。 10 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。 11 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。 12 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。 13 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。 14 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
県立自然 公園 特別地域	国定公園特別地域の1、2、3、4、6、7、8、9、10、11、12、14と同じ。

届 出 を 要 す る 行 為	
自然環境 保全地域 普通地区	1 その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。) 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。 5 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
緑地環境 保全地域	1 その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。) 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。 5 木竹を伐採すること(郷土環境保全地域に関する保全計画に基づき知事が指定するものを除く。)。
国定公園 普通地域	1 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。) 2 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 3 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告物その他これに類するものを工作物等に表示すること。 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。 5 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(海面内においては、海域公園地区の周辺1キロメートルの当該海域公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。) 6 土地の形状を変更すること。 7 海底の形状を変更すること(海域公園地区の周辺1キロメートルの当該海域公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)。
県立自然 公園 普通地域	1 その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。) 2 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 3 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告物その他これに類するものを工作物等に表示すること。 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。 5 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 6 土地の形状を変更すること。

別記 1 号様式

表 面

千葉県自然公園指導員証

No.

下記の者は千葉県知事が委嘱した
千葉県自然公園指導員であることを証明する。

氏 名

住 所

生年月日

委嘱期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

発 行 者 千葉県知事

印

裏 面

(注意事項)

(1)この指導員証は、活動中には常に携帯してください。

(2)この指導員証は他人に貸与し、又は譲渡することは
できません。

(3)この指導員証を紛失したとき、又は転居したときは
直ちに推薦市町村を経由して千葉県知事へ届けて
ください。